

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(2025年12月 第2回訂正分)

辻・本郷 I.Tコンサルティング株式会社

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売出価格等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2025年12月11日に関東財務局長に提出し、2025年12月12日にその届出の効力は生じております。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2025年11月18日付をもって提出した有価証券届出書及び2025年12月3日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集260,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し395,500株(引受人の買取引受による売出し310,000株・オーバーアロットメントによる売出し85,500株)の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに關し必要な事項が、ブックビルディングの結果、2025年12月11日に決定したため、これらに關連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載しております。なお、訂正部分には_____野を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

2 【募集の方法】

2025年12月11日に決定された引受価額(1,702円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格1,850円)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄: 「218,868,000」を「221,260,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄: 「218,868,000」を「221,260,000」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

- (注) 4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。
5. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
6. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 5. の全文削除及び 6. 7. の番号変更

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

＜欄内の数値の訂正＞

「発行価格(円)」の欄：「未定(注) 1.」を「1,850」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注) 1.」を「1,702」に訂正。

「資本組入金(円)」の欄：「未定(注) 3.」を「851」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注) 4.」を「1株につき1,850」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

- (注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、以下のとおりであります。

発行価格等の決定に当たりましては、仮条件(1,810円～1,850円)に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。

当該ブックビルディングの状況につきましては、

①申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。

②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。

③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。

以上が特徴であります。

上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1,850円と決定いたしました。

なお、引受価額は1,702円と決定いたしました。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格(1,850円)と会社法上の払込金額(1,538.50円)及び2025年12月11日に決定された引受価額(1,702円)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は851円(増加する資本準備金の額の総額221,260,000円)と決定いたしました。

4. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき1,702円)は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

7. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 8. の全文削除

4 【株式の引受け】

＜欄内の数値の訂正＞

「引受けの条件」の欄 :

2. 引受人は新株式払込金として、2025年12月18日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき1,702円)を払込むことといたします。
3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき148円)の総額は引受人の手取金となります。

＜欄外注記の訂正＞

(注) 上記引受人と2025年12月11日に元引受契約を締結いたしました。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

＜欄内の数値の訂正＞

「払込金額の総額(円)」の欄 : 「437,736,000」を「442,520,000」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄 : 「417,736,000」を「422,520,000」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額422,520千円に「1 新規発行株式」の(注)3. に記載の第三者割当増資の手取概算額上限145,521千円を合わせた、手取概算額合計上限568,041千円については、下記のとおり充当する予定であります。

具体的な使途	金額(千円)	支出予定期間
①人材採用費等の運転資金	<u>456,969</u>	2026年1月～2028年9月
②オフィス移転	111,072	2026年9月～2027年9月
合計	<u>568,041</u>	—

調達資金の使途の詳細は以下のとおりです。

①人材採用費等の運転資金

当社事業を継続的に発展させるためには、専門性の高いコンサルタントの採用及び教育、並びに提携パートナーの拡充及び連携強化が重要であると認識しております。そのため人件費、研修採用費、業務委託費、新規取引先紹介に伴う支払手数料及び広告宣伝費の運転資金として、456,969千円を充当する予定であります。

②オフィス移転

上述のとおり、当社の事業を継続的に発展させるためには、専門性の高いコンサルタントの採用及び教育が重要であると認識しております。そのため、会計を中心とした高度な専門性をもった人材の採用を積極的に行い、従業員が高いモチベーションを保ちながら安心して長期的に働ける環境を整えるために、就業環境と採用優位性のある待遇整備にも注力してまいります。その一環としてオフィス移転のための敷金や内装設備等の資金として111,072千円を充当する予定であります。

なお、オフィス移転にあたっては、現時点で未確定の設備投資案件を含んでいることから、未充当額が生じた場合、事業拡大のための増加運転資金、営業人員等の増加人件費、借入金の返済資金に充当する予定です。また、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針です。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

2025年12月11日に決定された引受価額(1,702円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出しから買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格1,850円)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「567,300,000」を「573,500,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「567,300,000」を「573,500,000」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

(注) 3. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2. に記載した振替機関と同一であります。

4. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

5. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 3. 4. の全文削除及び5. 6. 7. の番号変更

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

＜欄内の記載の訂正＞

「売出価格(円)」の欄：「未定(注) 1. (注) 2. 」を「1,850」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注) 2. 」を「1,702」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注) 2. 」を「1株につき1,850」に訂正。

「元引受契約の内容」の欄：「未定(注) 3. 」を「(注) 3.」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

(注) 2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一の理由により決定いたしました。

3. 元引受契約の内容

各金融商品取引業者の引受株数	
株式会社SBI証券	264,800株
大和証券株式会社	25,600株
あかつき証券株式会社	2,800株
岩井コスモ証券株式会社	2,800株
岡三証券株式会社	2,800株
Jトラストグローバル証券株式会社	2,800株
東海東京証券株式会社	2,800株
松井証券株式会社	2,800株
水戸証券株式会社	2,800株

引受人が全株買取引受けを行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額(1株につき148円)の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と2025年12月11日に元引受契約を締結いたしました。

8. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託いたします。また、当該販売委託分とは別に引受人は、上記引受株式数のうち一部を、他の金融商品取引業者に販売を委託することがあります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「156,465,000」を「158,175,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「156,465,000」を「158,175,000」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しにともない、その需要状況を勘案した結果、株式会社SBI証券が行う売出であります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2. に記載した振替機関と同一であります。

(注) 5. の全文削除及び6. の番号変更

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

＜欄内の数値の訂正＞

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)1.」を「1,850」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)1.」を「1株につき1,850」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

(注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、2025年12月11日に決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主であるHongo holdings株式会社(以下「貸株人」という。)より借り入れる株式であります。これに関連して、当社は、2025年11月18日及び2025年12月2日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式85,500株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 85,500株
募集株式の払込金額	1株につき1,538.50円
割当価格	「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。 <u>(注)</u>
払込期日	2026年1月21日(水)
増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	東京都新宿区新宿三丁目25番1号 株式会社みずほ銀行 新宿支店

(注) 割当価格は2025年12月11日に1,702円に決定いたしました。

主幹事会社は、当社株主から受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当てまたは下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場(売買開始)日から2026年1月16日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数(85,500株)を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。